

医政総発 0715 第5号  
平成 28年 7月 15日

公益社団法人 全日本病院協会会長 殿

厚生労働省医政局総務課長  
(公印省略)

訪日外国人旅行者受入れ医療機関の追加選定及び  
昨年度報告内容の更新について  
(情報提供)

標記につきまして、別添のとおり各都道府県衛生主管部（局）長あて通知しましたので、御了知いただきますようよろしくお願いいたします。

別添

医政総発 0715 第4号  
平成 28年 7月 15日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局総務課長  
（公印省略）

訪日外国人旅行者受入れ医療機関の追加選定及び  
昨年度報告内容の更新について  
（情報提供及び協力依頼）

厚生労働省では観光庁等と連携し、増加する訪日外国人旅行者が安心・安全に日本の医療サービスを受けられるよう必要な取組を進めており、昨年度、貴部（局）の御協力の下、観光庁が、訪日外国人旅行者が不慮のけがや病気の際に、スムーズに医療機関に受診できるよう、外国人患者の受入れが可能な全国の医療機関リストを取りまとめ、公表しました。

「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成28年3月30日決定）においては、2020年までに外国人患者受入れ体制が整備された医療機関を全国に整備することとしており、昨年度に引き続き、本リストについて、更なる充実を図ることとしております。

昨年度同様、別紙のとおり観光庁から各都道府県の観光部（局）長宛てに訪日外国人旅行者受入れ医療機関の選定について依頼しておりますので、貴部（局）におかれましても、観光部（局）における追加選定及び昨年度報告内容の更新作業に御協力いただけますようお願い申し上げます。

なお、厚生労働省では、補助事業「医療機関における外国人患者受入れ環境整備事業」において、病院における医療通訳の配置や外国人患者受入れ体制整備を支援しており、また、外国人患者受入れ医療機関認証制度（JMIP）の普及推進をしております。上記選定において、これらの医療機関については、選定の候補として頂きたく存じます。

【参考：「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成28年3月30日決定）（抄）】

視点3.すべての旅行者が、ストレスなく快適に観光を満喫できる環境に

急患等にも十分対応できる外国人患者受入体制の充実

○ 2020年までに外国人患者受入れ体制が整備された医療機関を全国に整備するため、以下の取組を実施。

- ・外国語診療が可能な「訪日外国人旅行者受入れ医療機関」（2016年3月に約320箇所選定）の更なる充実
- ・2020年までに、訪日外国人が特に多い地域を中心に、受付対応等も含めた「外国人患者受入れ体制が整備された医療機関」を、現在の約5倍にあたる100箇所を整備
- ・その他の医療機関に対し、外国語対応支援ツールの活用促進や「訪日外国人旅行者受入れ医療機関」への誘導ができるよう、周知を実施
- ・訪日外国人旅行者に対し、医療機関情報の提供強化（JNTO ホームページへの情報掲載等）
- ・訪日外国人旅行者に通訳・キャッシュレス診療サービスの付いた保険商品の加入促進

【参考】

○厚生労働省「平成28年度医療機関における外国人患者受入れ環境整備事業」実施団体の一般財団法人日本医療教育財団のホームページ

<https://www.jme.or.jp/index.html>

○外国人患者受入れ医療機関認証制度（JMIP）

<http://jmip.jme.or.jp/index.php>

【問い合わせ先】厚生労働省医政局総務課医療国際展開推進室

堀、景山、柴山 03-5253-1111（内線4107、4108）

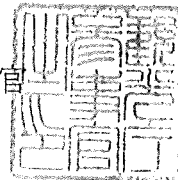


別紙

観参第81号  
平成28年7月15日

各都道府県観光部（局）長 殿

観光庁 外客受入担当参事官



訪日外国人旅行者受入れ医療機関の追加選定について

訪日外国人旅行者が増加する中、訪日外国人旅行者の安全・安心を確保するための取組が重要であると捉え、観光庁では厚生労働省と連携して渡航者医療の各種取組を行っております。

政府においては、「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成28年3月30日決定）、「観光ビジョン実現プログラム2016」（平成28年5月13日決定）に基づき、2020年、さらにはその先を見据え、訪日外国人旅行者がストレスなく快適に観光を満喫できる環境整備を促進するため、全国規模で訪日外国人旅行者受入れ医療機関を充実させていくこととしています。

これを踏まえ、昨年度に引き続き、観光庁では、厚生労働省と連携して、都道府県の協力の下、訪日外国人旅行者が不慮のけがや病気の際に、スムーズに医療機関にアクセスできるようにするための外国人患者の受入れが可能な全国の医療機関リストについて、更なる充実を図ることとしております。

ついては、衛生主管部（局）とも連携して、下記のとおり、医療機関の追加選定及び報告をお願い申し上げます。

※本件については、別途厚生労働省より各都道府県衛生主管部（局）長に対して、情報提供及び協力依頼をしている旨、申し添えます。

記

1. 訪日外国人旅行者受入れ医療機関の追加選定及び昨年度報告内容の更新

(1) 訪日外国人旅行者受入れ医療機関の追加選定

各都道府県観光部（局）は、衛生主管部（局）と連携して、2. の要件を満たす医療機関について、都道府県内全ての市区町村に周知の上、追加選定及び報告書の提出依頼をお願いします。

(2) 訪日外国人旅行者受入れ医療機関の昨年度報告内容の更新

昨年度選定いただいた医療機関について、報告書の様式が昨年度から一部変更（「⑩外国人患者受入れ体制」の追加）となっていますので、報告書の⑩については、全医療機関においてご報告をお願いします。

また、報告書の②～⑨について、昨年度の報告内容に変更がないかご確認いただき、変更箇所のみ記入の上、ご報告下さい。

選定いただいた医療機関は、訪日外国人旅行者受入れ医療機関リストとして各観光案内所や地方自治体へ案内する他、日本政府観光局（JNTO）のホームページで情報発信（※1）することとしていますので、本趣旨に鑑み、各自治体における外国人旅行者の観光地への訪問状況や地域の医療事情を考慮して追加選定をお願いします。また、今年度は、宿泊施設、観光施設等の要望も踏まえ、ホームページのユーザビリティ向上の観点から、医療機関一覧リストの対応言語を拡大し、公表をさせていただく予定ですので、予めご承知のほどよろしくをお願いします。

（※1 HPアドレス）[http://www.jnto.go.jp/eng/arrange/essential/emergency/mi\\_guide.html](http://www.jnto.go.jp/eng/arrange/essential/emergency/mi_guide.html)

2. 医療機関選定の要件

(1) 「緊急時対応等が可能である」訪日外国人旅行者受入医療機関

外国人旅行者の訪問状況とアクセスを考慮しつつ、以下の全ての要件を満たす病院を1ヶ所以上選定して下さい。昨年度に、全都道府県で1ヶ所以上選定して頂いておりますが、報告内容に変更がないかご確認下さい。

- ① 24時間365日救急患者を受け入れていること
- ② 救急科、内科、外科、小児科を含む複数診療科を有すること（総合病院を想定）
- ③ 少なくとも英語による診療が可能であること（通常診療時間内に、医師が直接英語で診察、または、日英通訳者を介した診療が可能であること）

(2) 「外国語による診療が可能である」訪日外国人旅行者受入医療機関

(1) を満たす病院を1ヶ所以上選定した上で、外国人旅行者の訪問状況や医療機関へのアクセスを考慮し、「外国語による診療が可能である」医療機関(診療所やクリニックを含む)を選定して下さい。

なお、厚生労働省が推進している外国人患者受入れ医療機関認証制度(JMIP)の認証病院(※2)及び、厚生労働省の「医療機関における外国人患者受入環境整備事業」における医療通訳・外国人向け医療コーディネーターを配置した拠点病院や、外国人患者受入体制整備支援病院(※3)も参考にしつつ、医療機関の選定をお願いします。

(※2 JMIP HPアドレス)

<http://jmip.jme.or.jp/index.php>

(※3 厚生労働省「平成28年度医療機関における外国人患者受入れ環境整備事業」実施団体の一般財団法人日本医療教育財団 HPアドレス)

<https://www.jme.or.jp/index.html>

3. 医療機関の報告方法と期限

医療機関ごとに別添の医療機関報告書を記載し、観光庁まで報告をお願いします。

報告期限：平成28年11月8日(火)観光庁必着

4. 問い合わせ先

観光庁 外客受入参事官室 奥田・住本

住所: 〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

TEL: 03-5253-8972

Mail: okuda-s2tw@mlit.go.jp, sumimoto-m22d@mlit.go.jp

以上

訪日外国人旅行者受入れ医療機関 報告書 (平成28年度)

① 医療機関名 ※日英併記をお願いします。	(日)
	(英)

【昨年度と同様の報告内容：②～⑨】

今年度追加選定された医療機関は全てご記入お願いいたします。

昨年度選定された医療機関は変更箇所のみご記入お願いいたします。

② 所在地 ※日英併記をお願いします。	(日) (〒 - )
	(英) (〒 - )
③ 連絡先	(TEL: ) (FAX: )
④ 受付時間 ※注意書きはすべてを反映できないこととございます。	平日: 土日・祝日:
⑤ ホームページ URL (ホームページがある場合)	http:// ( ) 語 http:// ( ) 語
⑥ 病床数	床
⑦ 医療通訳 ※医療通訳サービスを提供可能な場合は、院内・院外通訳を問わず提供可能な通訳言語をチェックしてください。	<input type="checkbox"/> 英語 <input type="checkbox"/> 中国語 <input type="checkbox"/> 韓国語 <input type="checkbox"/> その他 (言語: )
⑧ 外国語対応診療科 ※医師等が外国語対応可能な診療科を□にチェックの上、対応可能な言語欄に「○」を記入してください。  ※ただし、右記に該当する診療科がない場合は、「その他」にチェックをお願いします。  ※また、右記に該当する言語がない場合は、空欄に追加ください。	英語    中国語    韓国語
	<input type="checkbox"/> 救急科
	<input type="checkbox"/> 内科
	<input type="checkbox"/> 外科
	<input type="checkbox"/> 小児科
	<input type="checkbox"/> 精神科
	<input type="checkbox"/> 皮膚科
	<input type="checkbox"/> 脳神経外科
	<input type="checkbox"/> 泌尿器科
	<input type="checkbox"/> 整形外科
	<input type="checkbox"/> 眼科
	<input type="checkbox"/> 耳鼻咽喉科
	<input type="checkbox"/> 産科
<input type="checkbox"/> 婦人科	
<input type="checkbox"/> 歯科	
<input type="checkbox"/> その他	
⑨ 備考 ※該当するものにチェックしてください。	<input type="checkbox"/> 24時間365日救急患者を受け入れている。 <input type="checkbox"/> 救急科、内科、外科、小児科を含む複数診療科を有する。 <input type="checkbox"/> 外国語対応が可能である(少なくとも通常診療時間内に英語で、または日英通訳者を介した診療が可能である。)。

	<input type="checkbox"/> 外国人患者受入れ医療機関認証制度（JMIP）認証病院 <input type="checkbox"/> 平成27・28年度補助金事業「医療機関における外国人患者受入環境整備事業」医療通訳拠点病院 利用可能なクレジットカード <input type="checkbox"/> VISA <input type="checkbox"/> MASTER <input type="checkbox"/> AMEX <input type="checkbox"/> Diners Club <input type="checkbox"/> JCB <input type="checkbox"/> 中国銀聯 (留意点：)
--	---

【今年度の新規報告内容：⑩】

訪日外国人患者受入れ医療機関は、全医療機関ご記入お願いいたします。

<p>⑩ 外国人患者受入れ体制</p> <p>※ 右欄のチェック項目は、「訪日外国人旅行者受入れ医療機関」の選定にあたって必須の要件ではありません。</p>	<input type="checkbox"/> 受付・会計、診療、検査、入院(有床の場合)において、外国人患者に対応する体制（院内スタッフでの対応や多言語ツール導入、医療通訳サービスの導入等）がある。 <input type="checkbox"/> 必要な書類（問診票、説明書、同意書等）が外国語に翻訳されている。 <input type="checkbox"/> 診療情報提供書や診断書等の書類を外国語に翻訳する体制がある（外部委託等でも可）。 <input type="checkbox"/> 外国人患者に配慮した院内案内図・案内表示を整備している。 <input type="checkbox"/> 支払いに関する各種書類の内容（領収書や概算費用通知書等）を外国人患者の理解可能な言語で通知する方法がある。 <input type="checkbox"/> クレジットカードの使用可否を（可能な場合は、使用可能なクレジットカード会社も）含め、支払い方法について外国人患者に明示している。
--	---

年 月 日
観光庁 参事官 殿
上記について、訪日外国人旅行者受入れ可能な医療機関としてリストへの登録申請をします。
都道府県 観光部（局）長 ㊟